

資料 6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値(水濁基準値)案と水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)の関係は、次のとおり。(詳細は、資料 5 参照。)

(基準値設定剤)

(単位: mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
シクロピラニル	0.1	0.0026		対象外 ¹		0.003
スピロピジオン	0.12	対象外 ²		0.0000359		0.000036
イミダクロプリド	0.15 (同上)	0.0399 (0.0146)		0.0000419 (0.00084)		0.040 (0.015)
			0.000459			0.00050
キノクラミン(ACN)	0.0055 (同上)	0.143		0.000461 (同上)		0.14
			0.000679 (0.000601)			0.0011 (同上)
クロルタルジメチル	0.002 (0.02)	対象外 ²		0.00000099 (同上)		0.000001 (同上)

網掛け: 水濁基準値案の 10 分の 1 を超える PEC

四角枠: 水濁基準値を超過する PEC

注: 括弧内は前回審議での値

¹使用方法から非水田使用には該当しないため

²使用方法から水田使用には該当しないため

2. 基準値設定後の対応

シクロピラニルについては、水濁 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

スピロピジオンについては、水濁 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認された。

イミダクロプリドについては、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を事務局で算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認した。

キノクラミン(ACN)については、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合算値を算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} は水濁基準値案以下になるものの、水濁基準値案の 10 分の 1 を超過することが確認された。

クロルタルジメチルについては、水濁 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になるこ

とが確認された。

従って、シクロピラニル、スピロピジオン、イミダクロプリド 及びクロルタールジメチルについては、農薬残留対策総合調査における水質モニタリング調査の対象農薬としないが、キノクラミン（ACN）については、引き続き農薬残留対策総合調査における調査対象とする。

イミダクロプリドについては、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の観点から、農薬残留対策総合調査における水質モニタリング調査の対象農薬としている。

参考：モニタリングの状況

イミダクロプリドについては、これまでに平成 27 年度及び平成 30 年度～令和 6 年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は 0.00072 mg/L であった。また、これまでに実施された水道統計、公共用水域測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

キノクラミン（ACN）については、平成 28 年及び平成 29 年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は 0.00021 mg/L であった。また、平成 27 年度～令和 4 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 23,748 地点中、88 地点で検出されたが、検出された最高濃度は 0.00063 mg/L であった。なお、これまでに実施された公共用水域測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

クロルタールジメチルについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査、水道統計、公共用水域測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。